

「微生物を用いる変異原性試験の具体的手法及び試験結果の評価方法について」の改正（案）について

1 趣旨

国際的に合意された有害性調査の基準、近年の技術進展及び知見集積を踏まえ、平成 11 年 2 月 8 日付け化学物質調査課長事務連絡「微生物を用いる変異原性試験の具体的手法及び試験結果の評価方法について」（以下「試験基準」という。）の一部を改正する。

2 改正の概要

(1) 国際的に合意された有害性調査の基準を踏まえた改正

陽性対照に係る試験基準について、国際的に合意された経済協力開発機構（OECD）の化学物質の試験に関するガイドライン「細菌復帰突然変異試験」（Test No. 471）の規定を踏まえ、陽性対照の選択及び代謝活性化系を用いる場合の考慮事項を追加する改正を行う。

《資料 3 - 2》

○陽性対照の選択及び代謝活性化系を用いる場合の考慮事項

(2) 近年の技術進展及び知見集積を踏まえた改正

近年の技術進展及び知見集積を踏まえ、これまで検討いただいたガスばく露法の追加等を内容とする試験基準の一部改正（案）を一部修正し、これによる改正を行う。

《資料 3 - 3》

○ガスばく露法の追加等を内容とする試験基準の改正（案）の一部修正

3 試験基準の改正（案）

《資料 3 - 4》

○「微生物を用いる変異原性試験の具体的手法及び試験結果の評価方法について」（平成 11 年 2 月 8 日付け化学物質調査課長事務連絡）の一部改正（案）